

予定価格の事前公表のメリット・デメリット

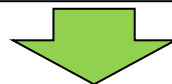
予定価格の事前公表について、例えば以下のメリット・デメリットが指摘されている。

○メリット

- ・ 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

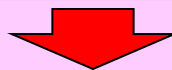
○デメリット

- ・ 談合が一層容易に行われる可能性があること。
- ・ 積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。



(地方公共団体の予定価格の公表のあり方)

予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施。公共工事の入札を巡る状況（同額入札におけるくじ引きの増加等）を踏まえ、入札契約適正化法に基づく適正化指針に下記を記載。



予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

(『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』から抜粋)

予定価格の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

(H26. 10. 22 各都道府県知事及び議会議長、各指定都市市長
及び議会議長あて総務大臣・国土交通大臣連名通知)

II. 継続的に措置に努めるべき事項

4. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

(中略) 予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。